

入 札 保 証 金 説 明 書

## 入札保証金について

### 1 入札保証金の額

見積る契約金額の100分の5以上とします。もし足りない場合、入札は無効となります。

入札書の提出までに、入札保証金の免除の証明書の提出又は納入済であることを証する書類を提示しなければなりません。

### 2 入札保証金の還付

入札保証金は入札終了後に還付します。

ただし、落札者の入札保証金は、納付すべき契約保証金の全額又は一部に充当します。

### 3 入札保証金の免除

次のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができます。

- (1) 入札に参加しようとする者が入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を入札時まで提出をするもの（ただし、この場合において証書の提出がないときは、入札失格とする）。
- (2) 過去2箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と同種、同規模の契約を2回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績（様式第1号）及び契約書の写し等添付書類を令和5年3月13日(月)17時までに提出した場合（同種とは事務機器関連の売買契約とする）。

※ 現金及び小切手で入札保証金が納付された場合、手続きが複雑になる上、取扱いに配慮が必要となりますので、可能な限り「3 入札保証金の免除」の手続きをとって下さるよう御協力を御願います。

現金及び小切手で納付する場合、令和5年3月10日（金）までにMICE推進課へ連絡をお願いします。